

◎児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件
 新旧対照条文

○児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
一〇二二（監） 別表 障害児施設給付費単位数表 第1 知的障害児施設支援 1 （略） 2 入院・外泊時加算（1日につき）	一〇二二（監） 別表 障害児施設給付費単位数表 第1 知的障害児施設支援 1 （略） 2 入院・外泊時加算（1日につき）
指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第10の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）及び介護給付費等単位数表第17の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2及び2の2において同じ。）を認めた場合に、1月に12日（継続して入院又は外泊している者）を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位	指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第9の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）及び介護給付費等単位数表第16の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2及び2の2において同じ。）を認めた場合に、1月に12日（継続して入院又は外泊している者）を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位

<p>数（地方公共団体が設置する指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>2の2～8（略）</p> <p>第2・第3（略）</p>	<p>数（地方公共団体が設置する指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>2の2～8（略）</p> <p>第2・第3（略）</p>
--	--